

保存版

町田市立南大谷中学校

父 母 と 教 職 員 の 会

会 則

令和 8 年度発行

# 父 母 と 教 職 員 の 会 会 則

## 第 一 章 名 称 及 び 事 務 所

第 一 条 本会は、南大谷中学校父母と教職員の会と称し（南大谷中学校PTAを略称として用いることができる）事務所を同校内に置く。

## 第 二 章 目 的 及 び 活 動

第 二 条 本会は、保護者と教職員が平等の立場で協力し、生徒のしあわせを守ること及び会員相互の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。

第 三 条 本会は、前条の目的を達成するために、必要な学習と活動を行う。

第 四 条 教育を本旨とする関係団体と協力関係を保ち、生徒のしあわせを追求する。

第 五 条 学校の人事、管理、運営に干渉しない。

第 六 条 特定の政治、宗教活動及び一部の利益をはかる活動をしない。

## 第 三 章 会 員 及 び 組 織

第 七 条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員により構成する。会員はすべての会議を傍聴することができる。

第 八 条 本会には、次の組織を置く。

1. 総会（第五章参照）
2. 運営本部（第六章参照）
  - （1）運営本部役員
  - （2）会計監査
3. サポーター（本会の活動を補助するために必要に応じて設ける）

## 第 四 章 会 費 及 び 活 動 協 力 費 ・ 会 計

第 九 条 本会の経費は、本会会員から納入される会費及び本会非会員から納入される活動協力費をもってこれにあてる。

第十條 会費及び活動協力費にかかる規定は、本会則に基づく運営の手引き並びに規約に定める。

第十一條 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第五章 総会

第十二條 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第十三條 定期総会は、年度始めに開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

### 1. 定期総会

- (1) 前年度活動及び決算報告の承認
- (2) 新年度計画及び年度予算の審議、承認
- (3) 新年度運営本部役員及び会計監査の承認
- (4) その他、会則の変更及び重要事項に関する審議、承認

### 2. 臨時総会

運営本部が必要と認めたとき、または、十分の一以上の会員の要求があったとき。

第十四條 総会の定足数は三分の一(委任状を含む)とする。

第十五條 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第六章 運営本部

第十六條 本会の運営本部は次のとおりとする。

### 1. 運営本部役員

- (1) 運営本部役員は、次の役職をもって構成する。

代表 4名 (保護者3・副校長)

書記 3名 (保護者2・教職員1)

会計 3名 (保護者2・教職員1)

ただし、各年度の活動内容により人数には裁量を持たせる。

- (2) 代表は本会を代表し、会務を総括する。また、相互に協力し合い、会の運営に必要な業務を行う。
- (3) 書記は、諸会議の議事を記録し、庶務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

### 2. 会計監査

- (1) 会計監査は、次の人数で構成する。

会計監査 3名 (保護者2・教職員1)

- (2) 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 十七 条 運営本部役員及び会計監査は任期を一年とする。運営本部役員の同一役職の再任は制限を受けない。教職員の役員は再任の制限を受けない。

## 第 七 章 会 則 の 変 更

第 十八 条 本会則の変更は、総会で承認を得なければならない。

### 「 附 則 」

- ①本会の運営について疑義を生じた場合は、運営本部役員で審議し、処理する。
- ②本会の運営本部役員、会計監査及びサポーターの選出基準は、本会則に基づく運営の手引きに定める。
- ③本会の慶弔規定は、本会則に基づく運営の手引きに定める。

④本会は、昭和53年 5月 18日より発足する。

昭和60年 4月 1日 一部改正

昭和63年 5月 14日 一部改正

平成 元年 5月 13日 一部改正

平成10年 5月 16日 一部改正

平成14年 5月 24日 一部改正

平成15年 5月 23日 一部改正

平成17年度より、教頭が副校長になる。

平成17年 5月 24日 一部改正

令和 4年 5月 6日 一部改正

令和 5年 5月 12日 一部改正

令和 6年 5月 10日 一部改正

令和 7年 5月 9日 一部改正

令和 8年 3月 2日 一部改正

※本改正に伴い、関連条文について条文構成の整理及び表記の統一を行った。

## 運 営 の 手 引 き

(各条項番号は会則に基づくものである)

- 第 二 条 平等とは、すべての会員は、対等の権利と立場で話し合うの意。  
生徒のしあわせを守ること及び会員相互の親睦とは、父母と教職員の会が関わる学校行事、父母と教職員の会主催の行事を含む。
- 第 三 条 学習について
1. 運営本部役員は、会の世話役として、会の目的を理解しよりよい運営に向けて必要な情報や知識を主体的に得ながら、時代や社会の変化に応じた運営の見直しに努める。
  2. 会員は、生徒のしあわせを守るという会の目的を踏まえ、それぞれの立場でできる範囲において関心を持ち、理解を深めるよう努める。
- 第 四 条 他団体との協力について。その目的が第二章に当てはまるものであるかどうか、また参加の方法について、運営本部役員で討議して決める。
1. 市立中学校PTA連合会に理事として3名（副校長含む）、代議員として2名を運営本部役員より選出する。
  2. 本会では地区サポーターを設け、町田市青少年健全育成地区委員会（玉川学園地区、南第二地区及び町田東地区）へ各1名または2名参加する。
- 第 七 条 原則として、生徒の保護者及び教職員のうち、本会に入会している者を対象とする。
- 第 八 条
1. 運営本部役員
    - (1) 本会の会務を統轄し、外部団体との交渉の窓口となる。
    - (2) 総会に次ぐ議決機関とする。
    - (3) 会員の意見をくみあげて検討し、会の目的にそって活動する。会議は定期的にかかれることが望ましい。
    - (4) 必要に応じて活動を行うサポーターを募集し統括する。当該活動方法を検討し、連絡・調整を行う。
    - (5) 会費及び活動協力費の使途について討議し、決算を検討して予算案を立てる。
    - (6) 会の目的にそった組織の改善を心がけ、会則の見直しを行う。
  2. サポーター
    - (1) サポーターは、本会活動を補助するために必要に応じて設けることができる。
    - (2) 必要なサポーターの活動内容・活動期間・活動人数・募集方法、及び特典等は、その年度の状況に応じて運営本部役員で検討し、定める。

- 第九 条 必要な経費とは、総会によって承認されたものに限る。
- 第十 条 1. 会費及び活動協力費は、会計が保管する。  
2. 会費及び活動協力費以外の収入に関しては、総会で承認された場合、雑収入として入れることができる。
- 第十一 条 1. 予算案は、旧運営本部役員が原案を作り、旧運営本部で討議・作成し、新運営本部役員に引継ぎを行う。  
2. 必要に応じて年度半ばに、運営本部役員にて予算の見直しを行う。  
3. 第3学年の会員には、卒業式までに会計報告を行う。
- 第十三 条 1. 定期総会の開催は、旧運営本部役員代表によって通知される。  
2. 定期総会の準備は、旧運営本部役員が中心となり新旧運営本部役員全員で行う。  
3. 新旧運営本部役員は、総会議長団を兼ねることができない。
- 第十五 条 賛否同数の場合は、議長に一任する。
- 第十六 条 1. 運営本部役員代表は、総会の決議承認のもとに行動する。  
2. 書記が行う庶務とは、父母教だよりをはじめとする本会からのお知らせ等の発行、及び備品の管理である。  
3. 会計監査は、予算の見直しの際にも監査をし、意見を述べる。

#### 「 附 則 」

- ② 1. 選出方法は運営本部役員にて検討し定める。  
2. 運営本部役員は、全会員から立候補または推薦により選出する。  
3. 会計監査は、1・2学年の会員から立候補または推薦により選出する。また、監査の関係上、運営本部役員及びサポーターとの兼任は行わない。  
4. サポーターを設ける際は、全会員を対象とし希望者を募る。
- ③ 1. 会員及び生徒の不幸の際、教職員の結婚に際して慶弔金を支出する。金額の変更を要する際は、その都度、運営本部役員で協議する。  
2. 非常災害時等の見舞金については、その都度、運営本部役員で協議する。

※この「運営の手引き」は、会則の各条項の補足的な説明であり、この改正は、運営本部役員で行う。

平成10年	5月		改正	附則③
平成16年	6月	4日	一部追加	第二条
平成17年	1月	14日	改正	第八条
平成18年	1月	27日	改正	附則②
平成18年	3月	10日	改正	第八条7(6)
平成18年	3月	10日	一部改正	第十条2(2)
平成18年	3月	10日	追加	第八条8
平成19年	5月	22日	改正	第八条1・8
平成19年	5月	22日	一部改正	第二条、第四条2
平成19年	5月	22日	削除	第八条7(3)
平成21年	5月	22日	一部改正	第八条7(5)
平成22年	3月	5日	一部改正	第八条6(5)、第八条7(5)
平成22年	5月	7日	一部改正	第八条7(1)、附則②4
平成23年	3月	4日	改正	第八条7(4)、附則②1
平成23年	3月	4日	一部改正	附則②2
平成25年	3月	4日	一部改正	第八条8
平成25年	3月	4日	削除	第八条7(5)
平成26年	7月	11日	一部改正	附則③1
平成26年	11月	28日	改正	第十一条(1)
平成29年	3月	13日	改正	第十条(1)
令和4年	5月	6日	改正	第八条6(5)
令和4年	5月	6日	一部改正	第八条8
令和5年	5月	12日	一部改正	第十条
令和6年	5月	10日	一部改正	第八条4・6、附則②2・3・4・5
令和7年	5月	9日	一部改正	第三条、第四条、第七条、第八条、第九条、第十条、 第十一条、第十三条、第十六条、附則②1・2・3・4・ 5、附則③1・2
令和8年	3月	2日	改正	第三条、第八条4
令和8年	3月	2日	一部改正	第四条、第八条1、第十条、第十一条、第十三条、 第十六条、附則②・③
令和8年	3月	2日	削除	第八条2・3

# 総会

## 運営本部

### 運営本部 役員

### 会計監査

1・2学年

## サポーター

### 【ピンポイントサポーター】

- ・会費集金
- ・体育祭
- ・道徳授業地区公開講座
- ・合唱祭
- ・修学旅行業者選定会参加（1学年）

### 【卒業サポーター】（3学年）

### 【標準服リサイクルサポーター】

### 【地区サポーター】

- ・南第二（成瀬・西成瀬）地区
- ・玉川学園（玉川学園・東玉川学園）地区
- ・町田東（南大谷・高ヶ坂）地区